

地域指定年度	旧今治市	昭和47年度
	旧朝倉村	昭和46年度
	旧玉川町	昭和46年度
	旧波方町	昭和47年度
	旧大西町	昭和47年度
	旧菊間町	昭和45年度
	旧吉海町	昭和47年度
	旧宮窪町	昭和46年度
	旧伯方町	昭和48年度
	旧上浦町	昭和45年度
	旧大三島町	昭和45年度
	旧関前村	昭和46年度
	今治市	平成18年度
	計画策定年度	旧今治市
旧朝倉村		昭和47年度
旧玉川町		昭和48年度
旧波方町		昭和48年度
旧大西町		昭和48年度
旧菊間町		昭和46年度
旧吉海町		昭和48年度
旧宮窪町		昭和47年度
旧伯方町		昭和48年度
旧上浦町		昭和48年度
旧大三島町		昭和48年度
旧関前村		昭和48年度
今治市		平成19年度
今治市		平成25年度

今治農業振興地域整備計画書

平成 31 年 4 月
愛媛県今治市

目 次

第1	農用地利用計画	2
1	土地利用区分の方向	2
	(1) 土地利用の方向	2
	ア 土地利用の構想	2
	イ 農用地区域の設定方針	3
	(2) 農業上の土地利用の方向	5
	ア 農用地等利用の方針	5
	イ 用途区分の構想	5
	ウ 特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第3	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向	10
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	11
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第5	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	15
3	農業を担うべき者のための支援の活動	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	16
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第8	生活環境施設の整備計画	17
1	生活環境施設の整備の目標	17
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第9	付図	18
1	土地利用計画図(付図1号)	(別添)
2	農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)	(別添)
3	農用地等保全整備計画(該当なし)	
4	農業近代化施設整備計画図(該当なし)	
5	農業従事者・育成確保施設整備計画図(該当なし)	
6	生活環境施設整備計画図(該当なし)	
	農用地利用計画	19
	(1) 農用地区域	19
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	19
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	356
	(2) 用途区分	356

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 位置

今治市は、愛媛県北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と瀬戸内海に浮かぶ大小100あまりの島々で形成された越智諸島及び関前諸島からなり、越智諸島はしまなみ海道と呼ばれる西瀬戸自動車道を通じて広島県尾道市に、関前諸島はとびしま海道と呼ばれる安芸灘諸島連絡架橋を経て広島県呉市に通じている。また陸地においては松山市と西条市に隣接している。

緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっている。

② 自然的条件

市域は、東西25km、南北45kmにわたり、その面積419.90k㎡(平成23年10月1日国土地理院調査)のうち、田畑36%、宅地12%、山林47%、その他5%の土地利用構成となっている。

気候は、瀬戸内海気候に属し、年平均気温15～16℃、年間平均降水量900～1,500mm程度の温暖寡雨な気候に恵まれ、台風その他の自然災害を受けることが比較的少ない。また、日本三大急潮として知られる来島海峡や緑豊かな高縄山系など、各地に国立公園や県立自然公園の区域を有し、豊かな自然環境に恵まれている。

地質は、中央構造線以北の内帯に位置する本地域は、帯状構造が明瞭でなく領家帯と呼ばれ、花崗岩類が主体を成している。そのため土壌は、花崗岩を母岩とする砂質壤土で、土層は深く肥沃であるが、旱魃、浸蝕性は高く豪雨による土砂災害に脆弱であるなどの性質を有している。

③ 土地利用

土地の有限性・公共性に着目しつつ、生産の場、生活の場、憩の場、森林地帯を適正に配置し、総合的・長期的な調和のとれた土地利用を図る。

このため、農用地については、農業生産基盤という本来的意義に加え、生活環境及び自然環境の保全等の多面的機能を有することから、それを支援する農業近代化施設用地等と一体的に適切に確保する。

一方、瀬戸内しまなみ海道の開通に伴う西瀬戸地域の中核として、広域交通並びに物流を円滑に連結する役割を果たすために、住宅団地、流通団地等の非農業的土地需要が見込まれるが、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展のために、計画的な調整を図る。

また、中山間部及び島嶼部では、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能の保全を図る。

④ 人口・産業

人口は、少子高齢化・過疎化の進展により、近年微減傾向が続き、158千人(平成27年国調、以下同じ。)である。

就業人口は72千人であり、産業別には第一次産業4千人、第二次産業22千人、第三次産業43千人であり、産業構造については、第一次産業、第二次産業、第三次産業共に微減傾向が続いている。

単位：ha、%

年次	農用地		農業用施設地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(29年)	5,733	21.0	99	0.4	14,448	53.1	1,494	5.5	173	0.6	5,242	19.4	27,189	100
目標(34年)	5,233	19.2	99	0.4	15,000	55.2	1,500	5.5	173	0.6	5,184	19.1	27,189	100
増減	△500	△1.8	-	-	552	2.1	6	0	-	-	△58	△0.3	-	-

資料：現在の数値は、平成29年度農業振興地域整備計画管理状況調査の面積を計上した。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地5,733haのうち、aまたはbに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地について農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設の整備に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称または計画名	位置 (集落名等)	面積(ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
瀬戸内海国立公園特別地域近見山地区	近見地区 (石井・高地)	71	171	242	
瀬戸内海国立公園特別地域桜井海岸地区	桜井地区 (沖浦)	7	39	46	
瀬戸内海国立公園特別地域大西地区	西B-4 (九王)	12		12	
瀬戸内海国立公園特別地域伯方地区	伯-A1・D1 (有津・伊方)	43		43	
瀬戸内海国立公園第2種特別地域上浦地区	上-A4 (瀬戸・深浦)	19	-	19	
農業集落排水処理施設	朝B-4 (朝倉下)	0.2		0.2	

a 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水路の新設または変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

b a以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するために確保する必要がある農地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・農業者が意欲を持って農業振興を図ろうとする土地でかつ概ね1ha以上の集団の農地

ただし、次の土地については農用地区域に含めない。

- 集落区域内（連続して存在する住宅・農業用施設・商店・工場等の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地 3.4ha
- 中心集落の整備（農家住宅、分家住宅、農業用倉庫、駐車場、資材置き場、墓地等の整備）に伴って拡張の対象となる農用地 0.6ha
- 道路沿線市街化として開発が進みつつある農用地 6.6ha
- 既に遊休化が進み土地所有者が不在、高齢等の理由により耕作意欲が乏しく、かつ利用権設定や土地利用集積等による担い手への集積が困難で今後も農業基盤整備等の投資が見込まれない農用地 214.6ha
- 「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準についてに基づき農用地区域からの除外が相当と判断した土地 19.6ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び概ね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

(2ha以上の農業用施設用地)

農業用施設の名称	位置	面積	農業用施設の種類
藤が丘モデル農場	延喜	2.0ha	養豚団地
登畑共同施設	登畑	3.0ha	育苗施設、野菜集出荷施設、米麦乾燥調製施設
小池牧場	波方町波方	2.5ha	牛舎用地
養鶏団地	菊間町河之内	10.4ha	鶏舎、たい肥舎、倉庫等
養豚団地	菊間町川上	8.6ha	豚舎、たい肥舎、倉庫等
養豚団地	菊間町松尾	15.4ha	豚舎、たい肥舎、倉庫等
養鶏団地	菊間町西山	2.6ha	鶏舎、たい肥舎、倉庫等

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針
設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の農地利用について、現在の利用状況を基本とする。しかしながら、高齢化と後継者不足等の要因により農業従事者の人口が減り続けている中で従来と同じ耕作面積を維持するのは困難である。また、国民人口が減少し、総量で見たとおりの食料需要が低下している現状を鑑みて、従来と同じ農地を確保し耕作し続けるのは無理があると思われる。耕作に不利な条件を持つ土地は農地としての利用を取りやめ、優良な耕作条件の土地を今後も優良農地として活用し、市場の多様性のある需要に答えるため、生産性の高い農業を営める基盤を確保してゆく事を基本方針とする。

単位：ha

地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
旧今治	563	447	△116	0	0	-	0	0	-	7	8	1	570	455	△115
朝倉	467	371	△96	0	0	-	0	0	-	1	1	-	468	372	△96
玉川	370	294	△76	0	0	-	0	0	-	1	1	-	371	295	△76
波方	63	51	△12	0	0	-	0	0	-	8	8	-	71	59	△12
大西	367	292	△75	0	0	-	0	0	-	2	3	1	369	295	△74
菊間	611	486	△125	0	0	-	0	0	-	12	13	1	623	499	△124
吉海	152	121	△31	0	0	-	0	0	-	0	0	-	152	121	△31
宮窪	158	126	△32	0	0	-	0	0	-	0	0	-	158	126	△32
伯方	170	136	△34	0	0	-	0	0	-	0	0	-	170	136	△34
上浦	402	320	△82	0	0	-	0	0	-	1	1	-	403	321	△82
大三島	379	302	△77	0	0	-	0	0	-	5	5	-	384	307	△77
関前	176	140	△36	0	0	-	0	0	-	0	0	-	176	140	△36
計	3878	3086	△792	0	0	-	0	0	-	37	40	3	3915	3126	△789

※ 現況は、変更後の今治農業振興地域整備計画に係る数値に基づく。また、将来の数値は、概ね10年後の目標数値をいい、基礎調査に基づき台帳面積等との整合性を図った。

イ 用途区分の構想

○陸地部

今治市の陸地部（旧今治・旧朝倉・旧玉川・旧波方・旧大西・旧菊間）においては水田の多い平坦地と柑橘を中心とした樹園地が多い傾斜地、中山間地域に大別される。また、畑作や施設野菜や施設園芸農地があちこちに点在する。

陸地部における平坦部に存在する農地はこれまでに農地基盤整備事業が行われているところも多く、これら基盤整備が行われた農地は管内では比較的優良な耕作条件を備えている。現在、こうした水田地域においては、5つの集落営農法人が地域の担い手として営農を行っている。優良な農地の担い手としてその他の地域においても地域の担い手となるような集落営農組織の育成を推進する。また、水田の所得対策の廃止に伴い、水田利用については土地利用型の作目の展開や水田裏作の活用など多様な利用方法を検討し、担い手が継続して営農できるモデルの構築を目指す。

中山間地域においては、数少ない平坦地を水田として利用しその周辺部を柑橘や落葉果樹を主体とした農地利用が大半を占めているが、傾斜がきつく一筆の面積も小さく条件が不利な土地が多い。そのため、条件不利地の取捨選択を進め、水田の樹園地転換や花卉や薬用植物の栽培等地域の实情に合わせた土地利用に取り組む。

○島嶼部

島嶼部（旧吉海、旧宮窪、旧伯方、旧上浦、旧大三島、旧関前）においては、その地形と気候的条件から柑橘栽培を中心に柑橘と野菜、柑橘と水田といった複合経営が行われてきた。しかしながら島嶼部の水田は総じて条件が悪く、担い手不足とあいまって耕作放棄地が増加している。また柑橘を中心とした樹園地も急傾斜地が多く労働条件が悪い園地が多い。

しかしながら島嶼部は本来的に柑橘栽培に向けた土地柄であるので、昔から優良園地と呼ばれる園地が多数残っている。そのような園地は地域の中核的な農業地帯として維持を図ってゆく。一方で条件が悪く担い手不在となった農地は取捨選択を進め、平坦地の水田の樹園地化、花卉や野菜の施設栽培への転換についても検討する。

また近年の特徴として島嶼部、特に大三島を中心に都市部からのIターン移住者が増加している。Iターン移住者の中には農業で生計を立てることを志している人物が少なからず存在しており、既に10名を超える人数の移住者が農業に従事している。こうした移住者は有機農業を志向している人物が多いという特徴がある。また一方で越智今治農業協同組合が新規就農者を目指す人を対象とした研修所を大三島に開設し、地域の担い手となる農業者の育成に取り組んでいる。こうした新しい担い手と既存の農業者とが共存できる環境を整備を図ってゆく。

ウ 特別な用途区分の構想

なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における農業生産基盤の整備開発は、農業上の土地利用の方向に即するとともに、急激に進行している農業従事者の減少及び高齢化への対策として、農業経営基盤の強化と農村環境の整備を図るための土地利用の高度化、水利用の合理化、機械化一貫体系の導入による経営規模の拡大等により農業経営の安定を図る必要がある。このため、土地改良事業等を導入し、ほ場整備、農道整備を始め、ため池、用排水路の整備等、農業生産基盤の総合的な整備をはじめ、生活道路及び集落排水等の整備により農村環境の向上を図るものとし、あわせて、近年被害の拡大が顕著となってきた鳥獣害対策として、防護柵等の整備支援や有害鳥獣の駆除等のソフト対策を、生産基盤整備と有機的に関連付けて実施する。

さらに、混住化が進み、土地利用の変化が予想される本地域においては、排水量の増大・気象条件の変化等から浸水被害の危険が高まっている。その中で、多くの基幹的な農業水利施設は経年変化のため機能低下してきており、今後、順次更新時期を迎えてくる。そのため、更新時期を迎えた基幹的な農業水利施設を効率的に活用し施設の長寿命化を図る基幹水利施設ストックマネジメント事業により効率的な更新を進める。さらに、ため池の多くも老朽化が進行していることから点検を行い、必要に応じ改修を図る。また、防災重点ため池など決壊した場合に地域住民に影響を与えるおそれのあるものについては、地域住民の防災情報とするためハザードマップの作成を進めていき、必要に応じて改修を図っていく。

さらに、高齢化や後継者不在による労働力不足が進む中、スプロール的に耕作放棄地が発生しつつある現状を踏まえ、これらの事業については、維持すべき農地の見極めをおこない、耕作放棄地の再生等と関連付けて実施するものとする。

地域毎の基盤整備の構想は次のとおりである。

(陸地部)

平野部については、主に米作が中心であり、生産性や効率化を目指して、ほ場整備を実施しており、周辺整備として農道、用排水路など総合的に整備を行ってきた。今後は、農地の利用集積や農地の高度利用、農業の効率化が図れるように必要に応じた整備事業を推進していく。また、地域の土地改良施設の老朽化が進んでいるため、施設の点検・診断を行い、その結果に基づき適切に補修・更新等を行っていく。老朽化等により地域に被害を及ぼす可能性があるため池については防災の面からも補修等を推進していく。

中山間部及び山間部については、平坦農地で米作、傾斜地農地ではかんきつ栽培が中心であり、労働の生産性や利便性の向上を図り、水田においては、ほ場整備を実施、樹園地において構造改善事業などの補助事業を活用し整備が実施されてきた。今後は、農道等の周辺整備を進めながら農業者の高齢化等の諸問題による耕作放棄地の発生を抑制するべく、営農の合理化及び農業経営基盤の強化を図って土地改良事業を実施していく。また、防災面からため池等の改修等についても推進していく。

地域内の小規模農業集落排水処理施設については統廃合を進め、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。

(島嶼部)

島嶼部は、全体的に傾斜地が多いため、かんきつ栽培が盛んに行われてきた。そのため、樹園地の基盤整備に伴い農道・園内道の整備や貯水不足を補完するためにため池の整備などが実施されてきた。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地の増加が危惧されている。

今後は、条件有利地など対象を絞った土地改良事業の実施を図っていく。また、老朽化が進んでいるため池について改修等を順次実施していく。

加えて、地域内の小規模農業集落排水処理施設の統廃合を進め、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

(陸地部)

事業の種類	事業の概要		受益の範囲		対図番号	備考
用水改良	ため池改修(高山池)	1式	高山地区 (旧今治市野間)	3.1	1	ため池等整備事業
〃	ため池改修(江良池)	1式	江良地区 (旧今治市野間)	2.2	2	〃
〃	ため池改修(医王池)	1式	医王地区 (旧今治市孫兵衛作)	75.0	3	〃
〃	ため池改修(荒木池)	1式	荒木地区 (朝倉北)	7.3	4	〃
〃	ため池改修(森池)	1式	森地区 (大西町宮脇)	4.8	5	〃
〃	ため池改修(大畑池)	1式	大畑地区 (菊間町種)	2.8	6	〃
〃	ため池改修(新池)	1式	新地区 (大西町脇)	3.0	7	〃
〃	ため池改修(荒神池)	1式	荒神地区 (大西町新町)	3.3	8	〃
〃	ため池改修(長行池、東谷池)	1式	長坂第2地区 (菊間町長坂)	10.5	9	地域ため池 総合整備事業
〃	ため池改修(防象池、魚谷池)	1式	亀岡地区 (菊間町亀岡)	12.0	10	〃
〃	ため池改修(向池、尾池)	1式	波止浜地区 (旧今治市)	13.7	11	〃
〃	ため池改修(宅間古池、拝田池)	1式	宅間地区 (旧今治市)	20.9	12	〃
〃	ため池改修(山田池、谷池)	1式	山之内地区 (大西町)	10.6	13	〃
〃	頭首工	1式	今治地区	500.0	14	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)
〃	ダム取水施設、管水路	1式	頓田川地区 (朝倉・旧今治市)	845.5	15	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)
〃	歌仙ダム水利施設保全対策	1式	歌仙地区 (菊間町松尾・川上)	128.0	16	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)
農道整備	農道	L=1,000m	歌仙2期地区 (菊間町松尾・川上)	55.0	17	県営一般農道 整備事業
〃	農道	L=1,300m	歌仙3期地区 (菊間町松尾・川上)	55.0	18	農地整備事業 (通作条件整備)
〃	農道	L=1,200m	歌仙仙高地区 (菊間町松尾・川上)	5.7	19	農地耕作条件改善事業
農業集落排水	農業集落排水処理施設統合整備	1式	今治西部地区 (朝倉)	—	20	農業集落排水事業

(島嶼部)

事業の種類	事業の概要		受益の範囲		対図番号	備考
用水改良	ため池改修(柳奥池)	1式	柳奥地区 (宮窪町)	2.4	21	ため池等整備事業
農道整備	農地整備事業(岡村大橋)	1式	岡村地区 (今治市関前)	1,744	22	農地整備事業 (通作条件整備)
農業集落排水	農業集落排水処理施設統合整備	1式	島嶼部	—	23	農業集落排水事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林管理及び林産物輸送あるいは生活道としての林道は十分整備されている状態ではない。

このため、農道計画あるいは市道計画との整合を計り、農業と林業が有機的に連結するような農道網の整備を図るとともに、土砂流出の防止、山地崩壊の防止、水源の涵養等公益的機能の増進を図るため必要に応じて治山事業を実施して、農地、林地及び自然環境の保全を図り、農林一体となった計画的かつ効率的な振興を図る。

4 他事業との関連

今治小松自動車道の最終区間が起工され、完成の暁にはしまなみ海道と四国の自動車道が繋がることとなり、物流において様々な変化が発生するものと思われる。そうした変化を見越した農作物の集出荷システムや地域農産物の広域流通体制の構築を目指す。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市は、瀬戸内しまなみ海道や今治小松自動車道、国道196号バイパスを始めとする幹線道路網の整備が進められ、陸地部においては、都市化の進展や人口のスプロール化により、沿道サービス業や住宅等の土地需要が旺盛である。また、陸地部も同様であるが、島嶼部においては農家の後継者不足等による担い手の減少や高齢化の進行等もあいまって耕作放棄地の増加が顕著に表れている。元来、生産条件が不利な農用地が多いこともあり、優良な農用地の確保が難しい状況にある。しかし、農業生産条件の不利性の克服のため、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発と生産基盤の整備、そして、保全すべき農地への集中的な施策などをからめながらの推進、また、担い手の掘り起こし及び担い手の育つ環境を整備することにより農用地等の保全及び維持管理を図っていく。

本計画における農用地の保全の方向を以下のとおり定める。

- 1) 既に土地改良事業等の投資が行われた農地及びこれから土地改良事業等の投資が行われる予定の農地は原則として農用地として保全する。
- 2) 営農意欲のある農家が存在するとともに集落内において一定規模以上まとまっている農地を農用地として保全する。
- 3) 中山間地域等直接支払い交付金及び農地・水保全管理支払交付金にかかる集落協定、個別協定の対象となる農地は全て農用地として保全する。

また、農用地等の機能低下を防止するための活動として中山間地域等直接支払制度の活用及び農地・水・環境保全向上対策による活動、また集落営農に取り組むことにより地域内における耕作放棄や管理不十分な農用地等を解消するとともに、災害等が発生した場合は適宜必要な措置を講じるものとする。

2 農用地等保全整備計画

現在のところ整備計画はないものの、自然災害等が発生した場合には、畦畔復旧やがけ崩れ防止などの必要な事業を導入し、農用地の保全を図る。

3 農用地等の保全のための活動

農地の保全のための対応を個々の農家で行うには限界がある。そのため、集落の農地を共同で運営する集落営農を行うための組織づくりに重点を置く。また、利用権設定や中間管理機構等を利用し、農地の流動化をはかり、地域の優良農地を担い手に集積し、営農と農地保全を両立できるようにする。一方で条件が悪い農地については、農地としての利用をあきらめる等、思い切った判断を地域が行う必要もある。

IJU ターンをはじめとして新規の就農者を増加することも農地保全に繋がるので、新規就農者の育成にも力を入れる。また法人やNPOなどの農業参入も農地保全に繋がるので受け入れ態勢の整備をはかる。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

今治市の農業の地域類型は、都市的地域、中山間地域、島嶼部地域からなり、営農形態が異なる。都市的地域においては、米麦と野菜類が中心となっており、中山間地域及び島嶼部地域においては主にかんきつ類の生産が行われている。

しかしながら、本市の農業は総じて零細な経営規模であり、一戸当たりの経営規模は約60aと少なく、兼業農家も多い。また、専業にあっても高齢化により、実質的な担い手農家数は減少している状況である。

このように本市農業の近年の厳しい情勢のもと、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想との整合性に留意しつつ、次のような指標を設定し、農業を今後とも本市の基幹的産業として振興し、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し得るよう農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が本市農業生産の大部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

このため、本計画を軸として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「今治市水田農業ビジョン」等との整合性に留意しつつ、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に実施し、本市農業の健全な発展を図る。

具体的な経営の指標は、市及び周辺市町に現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね440万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるような指標とする。なお、効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標は20.6%とする。

[目標営農類型一覧表]

区分			営農類型		総栽培面積		
島嶼部農業地帯	個別経営	土地利用型	柑橘主体	温州みかん + 中晩柑	1.3ha		
				中晩柑 + 落葉果樹 (キウイフルーツ)	1.3ha		
				温州みかん + 中晩柑 + 落葉果樹 (ブドウ)	1.2ha		
				中晩柑 + 野菜 (アスパラガス)	1.2ha		
	営体	施設型	野菜主体 花き主体	施設ミニトマト	0.2ha		
				施設切花 (トルコギキョウ等) + 中晩柑	1.1ha		
陸地部農業地帯	個別経営	土地利用型	作物主体	水稲 + 麦 + 大豆	16.5ha		
				水稲 + レンコン	2.0ha		
			柑橘主体	温州みかん + 中晩柑	1.5ha		
				温州みかん + 中晩柑 + 落葉果樹 (キウイフルーツ)	1.4ha		
			落葉果樹主体	落葉果樹 (ナシ) + 水稲	0.8ha		
			野菜主体	露地野菜 (スイカ、タマネギ) + 水稲	3.5ha		
				露地野菜 (ダイコン、カボチャ) + 水稲	3.6ha		
				サトイモ + 露地キュウリ + 水稲	4.1ha		
			特用作物主体	葉タバコ + 水稲 + ダイコン	2.3ha		
			営体	施設型	野菜主体 花き主体	施設イチゴ + 水稲	0.8ha
						キュウリ (施設・露地) + 水稲	2.5ha
	施設ナス + キュウリ (施設・露地) + 水稲	1.6ha					
	甘長とうがらし (施設・露地) + 施設春菊 + 水稲	1.5ha					
	施設ミニトマト	0.2ha					
	施設切花 (切花類)	0.2ha					
	施設切花 (バラ切花)	0.2ha					
	施設鉢・苗物	0.3ha					
	地	集落営農	土地利用型	作物主体	水稲 + 麦 + タマネギ + 作業受託	28.0ha	
	帯	組織経営体	土地利用型	作物主体	麦	45.0ha	
	全域	個別経営体	畜産	畜産	酪農	40頭	
					和牛肥育 (肉専用種肥育)	65頭	
					養豚 (一貫)	2,000頭	
					養鶏 (採卵鶏)	30,000羽	
養鶏 (ブロイラー)					260,000羽		

*中晩柑の品種

(せとか、はれひめ、はるみ、愛媛果試第28号 (紅まどんな)、不知火、伊予柑、甘平、レモン、カラ 等)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

担い手農家へ農作業の委託や利用権設定等による農地の利用の集積を図り、これらの農用地が担い手農家の規模拡大に資するように誘導する。また、集落営農組織の活動を支援するとともに、作物部会組織の強化とあわせて、生産技術の向上、共同販売の強化を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な促進を図るための方策

農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な促進を行うために、農業者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業関係団体が地域農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、担い手農家が農業経営の規模の拡大を目指す場合には、農用地利用集積員などによる掘り起こし活動を通じた利用権設定や農地中間管理機構を通じた農地集積を推進する。また、集約的な経営発展を助長するためには愛媛県やJAと協力して、施設園芸の作目、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

規模拡大志向農家と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家との間で労働力の補完等による役割分担を明確化し、地域資源の維持管理、農村社会の維持に努め、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業における気候、地形的条件として、気候的には温暖な瀬戸内海式気候、地域類型は都市近郊・中山間・島嶼部と多岐にわたる。そうした背景を元に多種多様な品目が生産されている。

また、本市の農業経営体は平地部における水田の担い手たる集落営農法人を除けば個人経営の農家が大半を占めており、個々の農家の経営基盤は非常に弱い状況にある。そのため、他産地との競合において競争力を発揮するために、JAが指定する重点品目は産地化を目指すため個々の農家からの集積を行う必要がある。そのための集出荷施設の整備が必要であるが、集出荷施設の整備は金額的にも大きな負担となる。また、施設の安定稼働のためには一定の出荷量を確保しなければならないが、生産人口が減少してゆくなかでは一定の出荷量の確保が一地域のみでは難しくなっている現状がある。

そのため、特定の品目においては地域間をまたいで施設利用が検討されている。すでに東予地域における柑橘の選果をJA越智今治のくろしま共同選果場が受け入れており、今後JA宇摩で整備される里芋の集出荷施設には今治地区で生産された里芋が受け入れられる予定である。このように地域間による連携を活用し、共販出荷のメリットを生かせるような体制づくりを行う。

水田経営

転作補助金の廃止に伴い、水田主体の経営体はこれまで以上に自身の収益に関して精査を行わなくてはならない状態となった。そうした中で地域の水田を多く集積している集落営農法人や個人の担い手は水田の活用方法をこれまでどおりの水稲だけでなく、裏作としての麦類の栽培や、水田の畑地利用等経営の安定化に向けて新たな営農方法を模索してゆかなければならない。JAをはじめ関係機関と連携し、土地利用計画を整え、必要な機材について導入を図る。また更なる効率化を目指して、集落営農組織同士の共同作業も視野にすえて、共同作業に見合う機材の導入等についても検討してゆく。

果樹経営

本市における果樹経営は一部落葉果樹経営も存在しているが、その大半が柑橘の経営である。一般的に柑橘栽培における設備投資の金額は低いといわれるものの、本市の柑橘栽培は温州から始まり、中晩柑まで幅広い品種を扱っている経営体が多く、必要な設備も品種に応じて変わってくる場合がある。特に近年高値で取引される愛媛果試28号はその品質を保つためにはハウス栽培が良いとされており、必要に応じて設備の導入を図る。また、通称マルドリと呼ばれるところのマルチとドリップ灌水を複合させた栽培方式も高品質の柑橘が作れる栽培方法であるが、個人のみで圃場でマルドリを導入しても効率が悪くという欠点がある。マルドリを効果的に運用するなら地域がまとまって圃場を団地化する必要がある。関係機関と連携して地域との話し合いを行い、必要に応じた設備投資を検討してゆく。

また、近年は落葉果樹の一種であるキウイフルーツも有利販売が見込めることから少しずつではあるが栽培面積が増加してきている。キウイフルーツは灌水設備や棚が必要なことからそうした設備投資にかかる負担軽減を検討する。

畑経営

当市はその農業的特長から畑地はその大半を果樹園地として利用しており、畑作利用地は比較的に少ない現状であるが、集落営農組織による水田の畑地利用の形態は一定の面積がある。また個人による施設栽培や露地野菜の栽培等面積は多くないが多種多様な栽培が行われている。施設栽培には多額の投資が必要なことから、個々の農家の需要にあわせた設備導入ができる体制づくりを目指す。

2 農業近代化施設整備計画

現在のところ該当はないものの、個人が行う近代化施設の整備についても農業近代化資金、農業改良資金、農林漁業金融公庫資金等の融資制度を積極的に運用して資本の整備を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

平成24年度から導入された農業次世代人材投資資金の活用により以前に比べて新規就農へのハードルが下がってきており、同事業の活用にて新規に農業を始めた移住者や後継者が存在する。また、近年島嶼部を中心に県外からの移住者が増加しており、移住者の中には農業を志す人物も少なからず存在している。そうした方々の中には同事業を活用して独立就農をした経営体も存在する。今後もこうした希望者は一定数存在してゆくと思われる。

こうした就農を希望する移住者や後継者については積極的に受け入れを計ってゆく。しかしながら、移住者の場合には居住地の確保を代表として農業面以外の問題が障害になっているケースが多い。そのため、移住担当部署等関係機関との協力体制を築き、移住受け入れをスムーズに行えるような仕組みを構築する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業次世代人材投資資金活用のためには、新規就農希望者を受け入れるための研修機関や研修受け入れ可能な農家が少ないことが課題である。平成29年度より越智今治農協が区域の半数以上の出荷量がある柑橘の生産農家を確保するために大三島に柑橘専門の研修センターを開設し、年間数名規模の受け入れ態勢を築いているが、慣行・有機、露地・施設、野菜・果樹等栽培手法や品目によって経営類型が多岐にわたる当市の状況を鑑み、研修受け入れ農家の総数だけでなく様々な経営形態の研修受け入れ農家を育成することが重要である。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

市青年農業者協議会・いまばり農業者会議等農業者を中心とした協議会が組織されており、またJAにおいても作目部会や青壮年部といった組織がなされている。こうした横のネットワークを活性化してゆき、新規就農者が経営開始後も気軽に相談したり、横のネットワークで新しい試みができるような体制づくりを行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業は柑橘を中心にして多種多様な作目が生産されているが、そのほとんどが個人経営のためその経営基盤は貧弱であり兼業率も高いのが現状である。そのため、JAによる共同出荷と直売所というマクロ的な販売とミクロ的な販売ができる体勢を整え、農家の所得向上に努めている。

近年はしまなみ海道やとびしま海道の認知度の向上により、本市を訪れる交流人口は増加している。また、島嶼部を中心にU・J・Iターンの人達も増加してきている。そうした人達を中心にして島嶼部では様々な形態での営業が行われるようになってきている。農業分野を見てみれば、6次化的な加工品の製造販売、農家民宿、カフェ等の店舗など様々である。農作物の生産という基本的な農業を中心として6次化やグリーン・ツーリズム等農業周辺業態が有機的に絡み合うようになれば地域が活性化し、そこに雇用が生まれる事になる。こうした動きが全市に広がるような体制作りを目指す。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(ア) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

農業者意向調査を通じて農業従事者の就業意向を調査するとともに、農協の営農指導において農業従事者の就業意向の把握に努める。

(イ) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

近年、高酸柑橘の需要が高まっており、関係企業による農業進出も見込まれるようになってきている。企業進出に当たっては農地の確保をはじめとして様々な問題がある。関係機関と協力して地域住民の合意形成が図れるような体制作りを目指す。

(ウ) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会確保対策

生活研究協議会等と地域のグループが地域の農産物を使った加工品やメニューを開発している。また近年はイノシシをはじめとした鳥獣による農作物への被害が大きくなっているが、これらを鳥獣をジビエとして活用する動きも活発化してきている。こうした活動を地場産業の分野として定着できるような仕組みづくりを行う。

(エ) 上記諸対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策

以上の対策を円滑に推進するため、市と農協等の農業関係機関・団体及び商工団体が一体となって各種情報等の相互交換の場を設け、農業従事者の安定的な就業の促進を図る体制を整備する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業に関する技術及び知識の普及指導に努め、計画的な植林、育林を推進するとともに、作業道網の整備、機械の導入等資本整備の充実によって林業生産の省力化を図るとともに、林業施業の森林組合への委託を促進し、作業班の育成強化を進めて就業の安定化を図る。また、森林組合所有の木材市場を中心に木材加工施設を充実し、農林家の就業機会の確保を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の生活環境は、瀬戸内しまなみ海道の全通、今治小松自動車道の建設に伴い、西瀬戸地域広域幹線道路網の中に組み入れられ、経済・文化・生活圏などに大きな変化をもたらしている。

こうした大きな環境変化の中で、都市近郊農業と中山間地農業のバランスをとりながら、農業の近代化に適したより健康的で文化的な生活環境の整備を推進しなければならない。

このため農業生産との調和、自然環境の保全、伝統文化や互助の継承等、都市部、山間部それぞれの特色を活かし、人間性豊かな生活環境づくりを行うべく、地域コミュニティの場を提供するとともに生活環境施設を総合的に整備し、明るく豊かな農村生活環境の形成を図る。

また、都市周辺の農村部、中山間部、島嶼部においては、文化的で衛生的な生活環境のため上下水道の整備、農村社会の合意形成の場としての集会所の整備、憩いの場所としての公園の整備・充実、健康増進や疾病予防のための施設の整備・充実、防災施設の拡充等の取組みを推進するとともに住宅、交通通信網、社会福祉施設、観光施設等を総合的に開発整備し、農村に暮らす人々が安心して定住し得る環境づくりを推進する。

2 生活環境施設整備計画

本市の生活環境施設のうち、集会施設、コミュニティ施設、健康広場等の整備は、ほとんどの集落において一応完了しているため、今後は、これらの施設の老朽化に伴う建て替えなどを中心に必要に応じて適切に施設整備計画を策定する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

都市住民の安らぎの場として農村、山村の環境を維持・保全するため農林一体となって森林公園等の環境整備に努める。また、森林の持つ休養機能を充実させ、自然環境を保全しつつ林道の整備を図るなど森林のレクリエーションの利用を促進しつつ、林業の振興を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

地域の都市化・混住化の進展及び環境との共生の時代に対応する必要性があり、快適で住みよい生活環境づくり、自然にやさしい生活環境づくりを図るため、公共下水道の整備拡充に努める。

一方、公共下水道の整備が及ばない集落については、農業集落排水事業、地域し尿処理施設や合併浄化槽の整備について検討する。

また、災害防止のための防災事業、水道事業の統合、保健衛生施設、高齢者福祉施設の整備等についても必要に応じて随時進めていく。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画（該当なし）
- 4 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
- 5 農業従事者・育成確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（該当なし）

農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

なし

(2) 用途区分

地区・区域番号	用途区分
今-A1 鳥生	農地: 全区域
今-A2 辻堂	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 辻堂1丁目8-2(1447㎡の内195㎡)、189-2(366㎡の内120㎡)、辻堂2丁目162-1(320㎡の内85㎡)、辻堂3丁目151-1(999㎡の内199㎡)
今-A3 八町	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 八町東1丁目218-1(1108㎡の内114㎡)、219-1(995㎡の内83㎡)
今-A4 郷	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 横町4丁目4-2(1000㎡の内199㎡)、6-1(2205㎡の内199.98㎡)
今-B1 孫兵衛作	農地: 全区域
今-B2 長沢	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 甲399-1(337㎡の内80㎡)
今-B3 桜井	農地: 全区域
今-B4 国分	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 国分6丁目甲210(1487㎡の内56㎡)、甲509-4(615㎡の内225㎡)、甲510-8
今-B5 旦	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 旦甲1-1(1090㎡の内161㎡)、甲251-1、甲380-1(1242㎡の内101.74㎡)
今-B6 登畑	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 登畑甲84(1216㎡の内191㎡)、甲308-1、甲308-3、甲308-4、甲309、甲310、甲311、甲312、甲313-1、甲313-2、甲314、甲315、甲316、甲317、甲319、甲320、甲321、甲322、甲323、甲324、甲325、甲326、甲327、甲328、甲329、甲330、甲331、甲332、甲333、甲334-1、甲335-1、甲336-1、甲337-1、甲337-2、甲553-1(538㎡の内134㎡)、甲667-2、甲668-1、甲668-2、甲669-1、甲670-3
今-B7 宮ヶ崎	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 宮ヶ崎甲195-1(1023㎡の内133.48㎡)、甲216、甲217-5、甲219-1、甲219-2、甲220、甲221、甲222、甲223、甲225-2、甲279-1(1317㎡の内197㎡)
今-C2 上徳	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 上徳甲314-1(509㎡の内59㎡)、340-1(641㎡の内145.60㎡)、甲660-4、乙86-1(1067㎡の内198㎡)
今-C3 松木	農地: 全区域
今-C4 高市	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 高市甲32-1(1163㎡の内142㎡)、81-1(1900㎡の内70㎡)、354-1(1241㎡の内65㎡)
今-C5 町谷・宮ヶ崎	農地: 全区域
今-D1 五十嵐	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 五十嵐甲44(2476㎡の内88㎡)、130-1(1281㎡の内199㎡)、381-3(280㎡の内167㎡)、423-1(462㎡の内119.43㎡)、428-3(482㎡の内160㎡)、449(1504㎡の内197㎡)
今-D2 四村	農地: 全区域
今-D3 徳重	農地: 全区域
今-D4 中寺	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 中寺41-1(624㎡の内100㎡)、52-1(1217㎡の内60㎡)、93-1(1279㎡の内180㎡)、103-1(968㎡の内199.6㎡)、480-1、524-1(1367㎡の内99㎡)、826-3(468㎡の内66㎡)
今-D5 新谷	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 新谷甲299(1246㎡の内199㎡)、767-3(742㎡の内118㎡)、782(793㎡の内150㎡)、甲1345-1(1547㎡の内334㎡)、甲1345-8
今-E1 別名	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 463-1(1190㎡の内196㎡)、541-1(228㎡の内198㎡)、576-1(882㎡の内198㎡)、664-1(776㎡の内192㎡)、674-1(541㎡の内196.28㎡)
今-E1 高橋	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 甲108-1(1099㎡の内140㎡) 甲168-1(285㎡の内199㎡)、甲644-1、甲770-4(365㎡の内197㎡)、甲1044(211㎡の内95㎡)、甲1101-1(814㎡の内80㎡)、甲1212-2、(792㎡の内197㎡)、乙329-1(3184㎡の内88.07㎡)、乙341-5

今治

	地区・区域番号	用途区分
今治	今-F1 矢田	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 矢田甲 754-1 (568 m ² の内 190 m ²)、甲 762-1 (300 m ² の内 170 m ²)
	今-F2 神宮	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 神宮甲 418-6、甲 434-1 (770 m ² の内 73. 11 m ²)、甲 635-1
	今-F3 野間	農地: 下記農業用施設用地への進入路として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 野間甲 208-4、甲 223、甲 261-1 (757 m ² の内 57. 73 m ²)、甲 273-1 (852 m ² の内 28 m ²)
	今-F4 宅間	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 宅間甲 1061-1 (429 m ² の内 198 m ²)、甲 1220 (95 m ² の内 44 m ²)、甲 1386-1 (426 m ² の内 144 m ²)、甲 1809-1 (118 m ² の内 84 m ²)、甲 2995 (247 m ² の内 129 m ²)、乙 93-1 (143 m ² の内 51 m ²)
	今-F5 延喜	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 延喜甲 435-1 (815 m ² の内 141 m ²)、延喜甲 514、乙 262、乙 316-2
	今-F6 阿方	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 甲 883-1 (675 m ² の内 290. 45 m ²)、甲 885-1 (740 m ² の内 199 m ²)
	今-G2 杣田	農地: 全区域
朝倉	朝-A1~9 朝倉上	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 朝倉上甲 1797-2、甲 1909-1 (1115 m ² の内 163 m ²)
	朝-B1 朝倉南甲	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 朝倉南甲 283-3 (908 m ² の内 133 m ²)、
	朝-B2 朝倉南乙	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 朝倉南乙 141-20、乙 303-1
	朝-B3 朝倉北	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 朝倉北甲 115 (667 m ² の内 199. 57 m ²)、838-1 (532 m ² の内 92 m ²)
	朝-B4 朝倉下	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 朝倉下甲 254-1 (257. 46 m ² の内 197 m ²)、甲 1063-1 (1172 m ² の内 196. 32 m ²)、甲 1063-5 (2. 56 m ² の内 1. 33 m ²)、甲 1254-1 (1622 m ² の内 161. 90 m ²)
	朝-B5 山口	農地: 全区域
玉川	朝-B6 古谷	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 古谷甲 749-1 (1621 m ² の内 181 m ²)、古谷甲 1161-1 (2286 m ² の内 181 m ²)
	玉-A1 八幡	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町八幡甲 294-1 (868 m ² の内 185 m ²)、甲 338-1 (1714 m ² の内 20 m ²)
	玉-A2 別所	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 別所甲 141-1 (626 m ² の内 199 m ²)
	玉-A3 小鴨部	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町小鴨部甲 154-1 (762 m ² の内 762 m ²)、乙 374 (5877 m ² の内 182 m ²)、乙 376 (2548 m ² の内 166 m ²)
	玉-A4 中村	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町中村甲 357 (1095 m ² の内 140 m ²)、甲 424-2 (267 m ² の内 199 m ²)、甲 434-1
	玉-A5 高野	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町高野甲 86-2 (826 m ² の内 198 m ²)
	玉-A6 畑寺	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町畑寺甲 236-3
	玉-B1 鬼原	農地: 全区域
	玉-B2 鈍川(大下)	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町鈍川甲 45-2 (433 m ² の内 165 m ²)
	玉-B3 鈍川(中通)	農地: 全区域
	玉-B4 鈍川(日之浦)	農地: 全区域
	玉-B5 鈍川(奈良之木)	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町鈍川丁 71-1 (450 m ² の内 193. 44 m ²)、丁 300-3 (1402 m ² の内 199 m ²)
	玉-B6 鈍川(神子之森)	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町鈍川戊 156-3 (1684 m ² の内 144. 57 m ²)、戊 157-1 (1441 m ² の内 48. 41 m ²)
	玉-C1 龍岡下(妙見前)	農地: 全区域
玉-C2 龍岡下(小川)	農地: 全区域	

玉川	地区・区域番号	用途区分
	玉-C3 葛谷	農地: 全区域
	玉-C4 龍岡上(中通)	農地: 全区域
	玉-C5 龍岡上(中村・力石)	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 龍岡上甲 335 (871 m ² の内 49 m ²)
	玉-D1 法界寺	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 法界寺甲 184-1
	玉-D2 大野	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町大野甲 43-1、甲 44-1、甲 45-1、甲 46、甲 51、甲 52-1、甲 53-1、甲 54-1、甲 55-1、甲 56-1、甲 78-1、甲 80-1
	玉-D3 三反地	農地: 全区域
	玉-D4 摺木	農地: 全区域
	玉-D5 與和木	農地: 全区域
	玉-D6 鍋地	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 鍋地甲 112-1 (1099 m ² の内 140 m ²)
	玉-D7 桂	農地: 全区域
	玉-D8 御厩	農地: 全区域
	玉-D9 長谷	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 玉川町長谷甲 441-1 (351 m ² の内 199 m ²) 甲 883-1
波方	波-A1 波方	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 波方町波方甲 1901、甲 1902、甲 1903、甲 1904-1、甲 1904-2、甲 1905-1、甲 1905-2、甲 1905-3、甲 1905-4、甲 1906-1、甲 1906-2、甲 1907、甲 1908、甲 1909-1、甲 1909-2、乙 531-1、乙 531-5、乙 532-3、乙 532-4、乙 532-5、乙 532-6、乙 532-7、乙 541、乙 543
	波-A2 西浦	農地: 全地域
	波-A3 森上	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 波方町森上甲 262-1、甲 262-2、甲 262-3、乙 43-1、乙 43-23
	波-A4 馬刀潟	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 波方町馬刀潟乙 4、乙 5-2、乙 5-88
	波-A5 岡	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 波方町岡甲 135 (739 m ² の内 135 m ²)
	波-A6 養老	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 波方町養老甲 417、甲 423-1、甲 423-2、甲 426、乙 185-1、乙 206
	波-A7 樋口	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 波方町樋口甲 385、甲 928、乙 346-1、乙 351、乙 352
大西	西-A1 別府	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 大西町別府 820、821-1 (431 m ² の内 198 m ²)
	西-A2 星浦	農地: 全地域
	西-A3 脇	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 大西町脇甲 189 番 1 (430 m ² の内 131.50 m ²)、甲 1394 (2051 m ² の内 15.87 m ²)
	西-A4 山之内	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 大西町山之内甲 175-1 (589 m ² の内 197.23 m ²)、甲 330-1 (494 m ² の内 95 m ²)
	西-B1 宮脇	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 大西町宮脇甲 328-1 (421 m ² の内 197.58 m ²)、甲 339-2 (432 m ² の内 126.82 m ²)、甲 686 (1769 m ² の内 137.64 m ²)、甲 710-1、甲 1217 (447 m ² の内 66.52 m ²)
	西-B2 新町	農地: 全地域
	西-B3 紺原	農地: 全地域
	西-B4 九王	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 大西町九王甲 1283、甲 1284、甲 1285、甲 1286、甲 1303、甲 1308-1、甲 1309、乙 300-1、乙 300-2、乙 301
菊間	菊-A1 佐方	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 菊間町佐方 1512-1 (4146 m ² の内 1830 m ²)、2038、2039、2041、2042、2172-1 (432 m ² の内 140.60 m ²)
	菊-A2 種	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 菊間町種 2756-1 (175 m ² の内 96 m ²)、2814-2、2815-2、3417-1 (1269 m ² の内 636.05 m ²)
	菊-B1 河之内	農地: 下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地: 菊間町河之内 170、1084-1、1088、1090-1、1090-3、1090-4、1090-8、1090-9、1090-10、1090-11、1090-12、1090-13、1090-16、1091、1094-1、1096-1、1097、1101、1304

	地区・区域番号	用途区分	
菊間	菊-B3 川上	農地:全地域	
	菊-B4 松尾	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:菊間町松尾 228(m ² の内 199 m ²),702-1	
	菊-B5 高田	農地:全地域	
	菊-B6 池原	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:菊間町池原 101,964-1(291 m ² の内 150 m ²),965-2,1126(389 m ² の内 199 m ²), 1288-1(1445 m ² の内 190.8 m ²),1718(297 m ² の内 32 m ²)	
	菊-B7 西山	農地:全地域	
	菊-B8 長坂	農地:全地域	
	菊-B9 田之尻	農地:全地域	
	菊-B10 浜	農地:全地域	
	吉海	吉-A1 南浦・正味・名・名駒	農地:全区域
		吉-A2 仁江・福田・本庄・ 臥間・幸新田・ 椋名・八幡	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:吉海町幸新田 324,326,327,388,389,吉海町福田 1040,1335
吉-A3 田浦・泊		農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:吉海町泊 455-1	
吉-A4 津島		農地:全区域	
宮窪	宮-A1~7 友浦・宮窪	農地:全区域	
	宮-B1 余所国	農地:全区域	
	宮-B2 早川	農地:全区域	
伯方	伯-A1 木浦	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:伯方町木浦甲 4126-1(1797 m ² の内 108 m ²)	
	伯-A2 有津	農地:全区域	
	伯-B1 叶浦	農地:全区域	
	伯-B2 伊方	農地:全区域	
	伯-B3 北浦	農地:全区域	
上浦	上-A1 盛	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:上浦町盛 2245,3846-1	
	上-A2 井口	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:上浦町井口 5284-1	
	上-B1 甘崎	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:上浦町甘崎 3874,3875	
	上-B2 瀬戸	農地:全区域	
大三島	三-A1 肥海	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町肥海 530,540,558,650,1427-1(3418 m ² の内 49.51 m ²),4326,4752, 4851-1	
	三-A2 大見	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町大見 378,381,957,961,995	
	三-A3 明日	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町明日 90,151,577,642,655	
	三-B1 宮浦	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町宮浦 824,825,1927,1937,1963	
	三-B2 台	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町台 883,885,4092-1	
	三-C1 野々江	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町野々江 4539-3,5670-1,5850-1,6875,7189,7569-1,7755-1	
	三-C2 口総	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町口総 685,995,1674,1717,1818,1894	
	三-C3 浦戸	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町浦戸 239,264,1665-1,1707,1950-1,2721-1	
	三-C4 宗方	農地:下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地:大三島町宗方 5059,5106,5398,5694,5767,5801-1,5840	
	関前	関-A1・A2 岡村・大下・小大下	農地:全区域

